

国保事業費納付金について

【国保事業費納付金の納付規模等】

- 4月:15% 7月～9月:各10% 10月～2月:各11% 計9回
- 納付期限 各月10日

- 国保連から医療機関に対し、3月診療分に係る4月請求額の請求額払いを行っており、4月診療報酬支払い分に係る交付金の交付に対応するための資金の確保が必要となる。
- 第3回試算を参考とし、市町村が納付金の15%を納付することと県繰入金の30%程度により、4月交付金支払に必要な資金とする。

【国保特会の支払の影響による歳計現金について】

- 第3回試算に基づく、県会計管理課による歳計現金の試算により、平成30年度以降、年度末から翌年度当初にかけて歳計現金の不足が見込まれる。
- 国保事業の影響によって歳計現金が不足し、借入を行った場合の借入利息は後年度の納付金必要総額に加算することとする。